

大雪山国立公園内における登山道を利用したイベントの取り扱い (内規)

1. 背景

近年、全国的に行われているトレイルランニング等の登山道を利用したイベントの開催は、自然地域を活用した地域振興という側面がある一方、植生を中心とした自然環境への影響、静謐な利用環境の消失、多人数の集中利用による登山道の荒廃加速等様々な影響の発生及びその懸念がある。

このような状況を踏まえ、大雪山国立公園内における登山道を利用したイベントについて、国立公園の保護及び利用上の支障等を回避するため、取り扱い方針を定める。

2. 適用範囲

この取り扱い方針は、大雪山国立公園内の登山道を利用したイベントを対象とする。

3. 走行の問題点

元来、高山植物が生育し、構造土など脆弱で貴重な自然環境を有する地域を通過する登山道が多くある大雪山国立公園においては、一時に大人数が走行利用した場合、基本的に登山道の荒廃が懸念される。

具体的には、蹴り出しによる必要以上の踏圧からなる登山道の崩壊や土壌の攪乱、弾かれた礫の飛散、参加者同士をはじめとするすれ違いや追い越しによる登山道外への踏みだしによる植生損傷、希少な動物の生息環境の脅かしの発生が容易に想像される。

また、登山者など一般公園利用者がある中でなされた場合、静謐な原生自然での登山利用をはじめとする一般公園利用者の自然体験を損なうのみならず、不快感や落石などの危険を伴う恐れがある。

4. 基本方針（登山道でのイベント等として行われる走行利用の禁止）

大雪山国立公園の特別保護地区及び特別地域内の登山道では、イベント等として行われるトレイルランニング等の走行利用は行わないよう指導する。

その際、走行そのものが自然公園法により禁止されている行為ではないが、例えば走行による踏付け等により植物の損傷等が著しい場合など、同法で原則禁止とされている行為と同等の被害を及ぼすおそれがあること、適正な利用環境の保持等の観点からの取り扱いであることの説明を行う。

また、トレイルランニング等の走行種目を含まないイベント等の開催にあたっては、事前に計画書の提出を求め、以下の事項について必要に応じて指導を行う。

5. 指導事項

- ・ イベントの内容やコース設定について関係機関（地元市町村、道路管理者、土地所有者等）と事前に十分な調整を図り、承諾が得られていること。
- ・ 大会開催日及びコースは、地元住民及び一般利用者に対し広く周知される計画であること。
- ・ 公園利用の繁忙期を避けた開催であること。
- ・ 仮工作物の設置など必要な自然公園法手続きをはじめ、関係法令を遵守する計画であること。
- ・ 野生動植物の生息、生育環境へ影響を与えないよう十分配慮されていること。
- ・ 大会の開催規模や方法が他の一般利用者に対して危険性や不快の念を与えないよう十分配慮されていること。
- ・ 大会参加者や応援者に対して事前に植生への踏み込みやゴミの投棄の禁止、一般利用者への配慮等、自然保護やマナーに関する留意事項について周知徹底が図られること。
- ・ 大会の開催前後に利用ルートの損傷等の有無について調査し、大会による影響が認められた場合には適切な方法で復旧する計画であること。
- ・ 大会開催後、参加者によるゴミの投棄や公園利用施設への著しい損傷が見られた場合は、速やかに復旧が行われること。
- ・ 山岳地域は天候が急変しやすいこと等に鑑み、参加者の安全に十分配慮した計画であること。

平成 24 年 5 月 9 日 制定

平成 24 年 11 月 22 日 改正